

資 料

- 1 沖縄県精神科救急医療体制概要
- 2 沖縄県精神科救急医療体制図
- 3 沖縄県精神科救急医療情報センター電話相談フローチャート
- 4 救急隊による精神科救急患者搬送のフローチャート

1 精神科救急医療体制概要

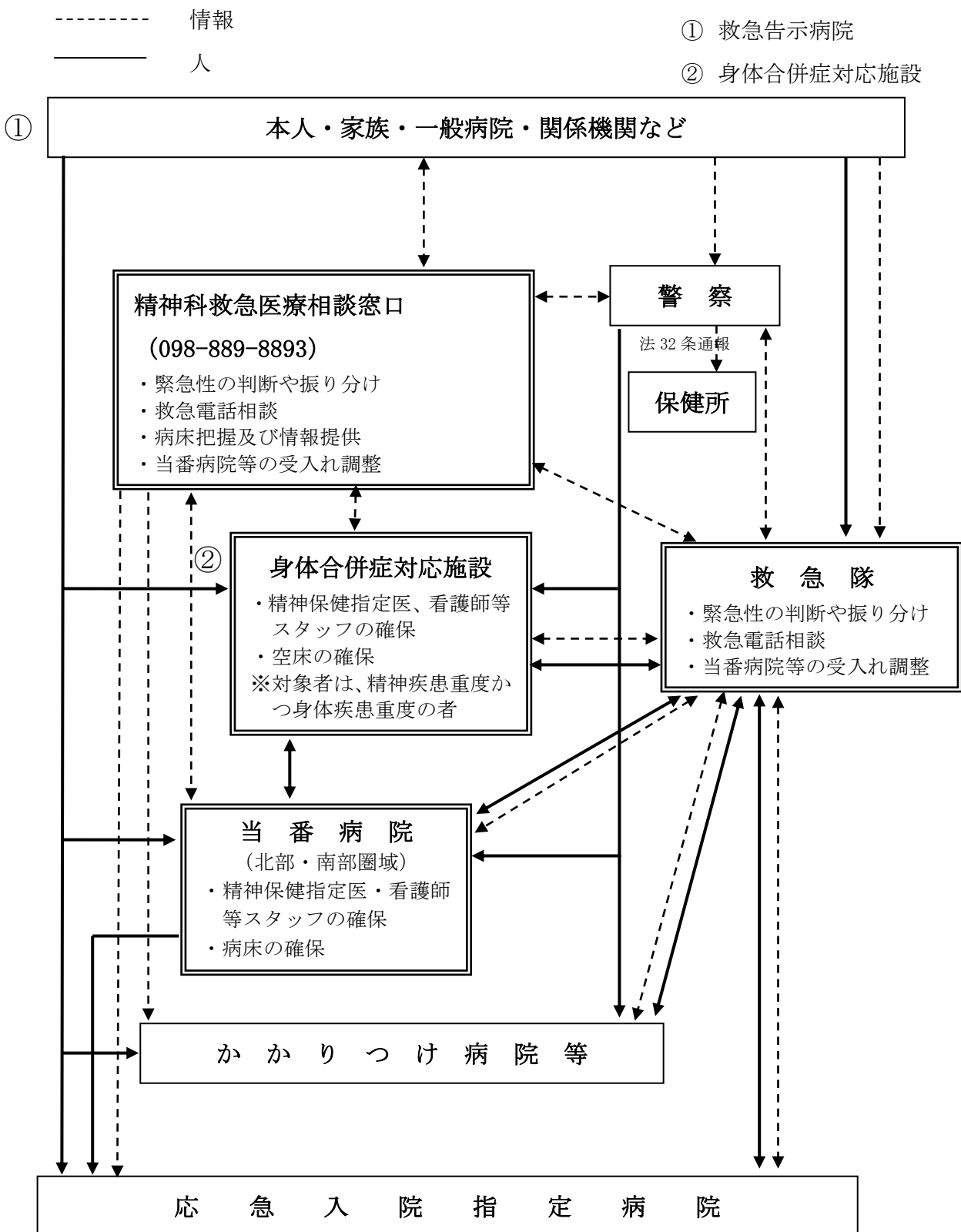
(1) 目的

精神科医療を必要とする者が、いつでも安心して相談や受診ができるよう、休日・夜間等の外来診療時間外において、精神障害者等の適切な医療及び保護を確保し、精神保健福祉の充実に資することを目的とする。

(2) 内容

項目	内容
対象者	1 自らの意思により、相談・診療を求める者 2 精神症状により、緊急に精神科受診を必要とする者 3 自らの意思によらない医療・保護を必要とする者
非対象者	アルコール酩酊者、身体合併症優先者（身体合併症対応病院除く）等
実施時間	休日：9時から翌日9時まで（24時間） 平日夜間：17時から翌日9時まで
精神科救急医療 相談窓口	電話による相談受付 休日：9時から翌日9時まで（24時間） 平日夜間：17時から翌日9時まで 連絡先 098-889-8893
当番病院	北圏域、南圏域ごとに1当番病院（精神科救急医療施設） 宮古、八重山圏域については現行県立病院の診療体制で対応
当番病院の 診療体制等	精神保健指定医（オンコール可）1名、看護師1名、1床の空床確保等診療応需体制を整備する。
かかりつけ病院	かかりつけ病院がある救急患者への対応は、かかりつけ病院で対応することを基本とする。
応急入院指定 病院（21カ所）	北圏域：独立行政法人国立病院機構琉球病院 他6病院 南圏域：県立精和病院 他11病院 宮古圏域：県立宮古病院 八重山圏域：県立八重山病院
合併症受入 協力病院	当番病院等では対応困難な身体合併症患者を受け入れる病院は、救急告示病院、県立病院、連携している病院等とする。
精神科救急 医療体制連絡 調整委員会	精神科救急医療体制の適切な運営を図るため医師会、精神病院協会、警察、消防、精神科医療の学識経験者、行政等の代表者からなる委員会を設置する。
搬送	原則として 1 診察や入院を依頼した者が搬送を行う。 2 転院患者については、転院依頼した者が搬送を行う。

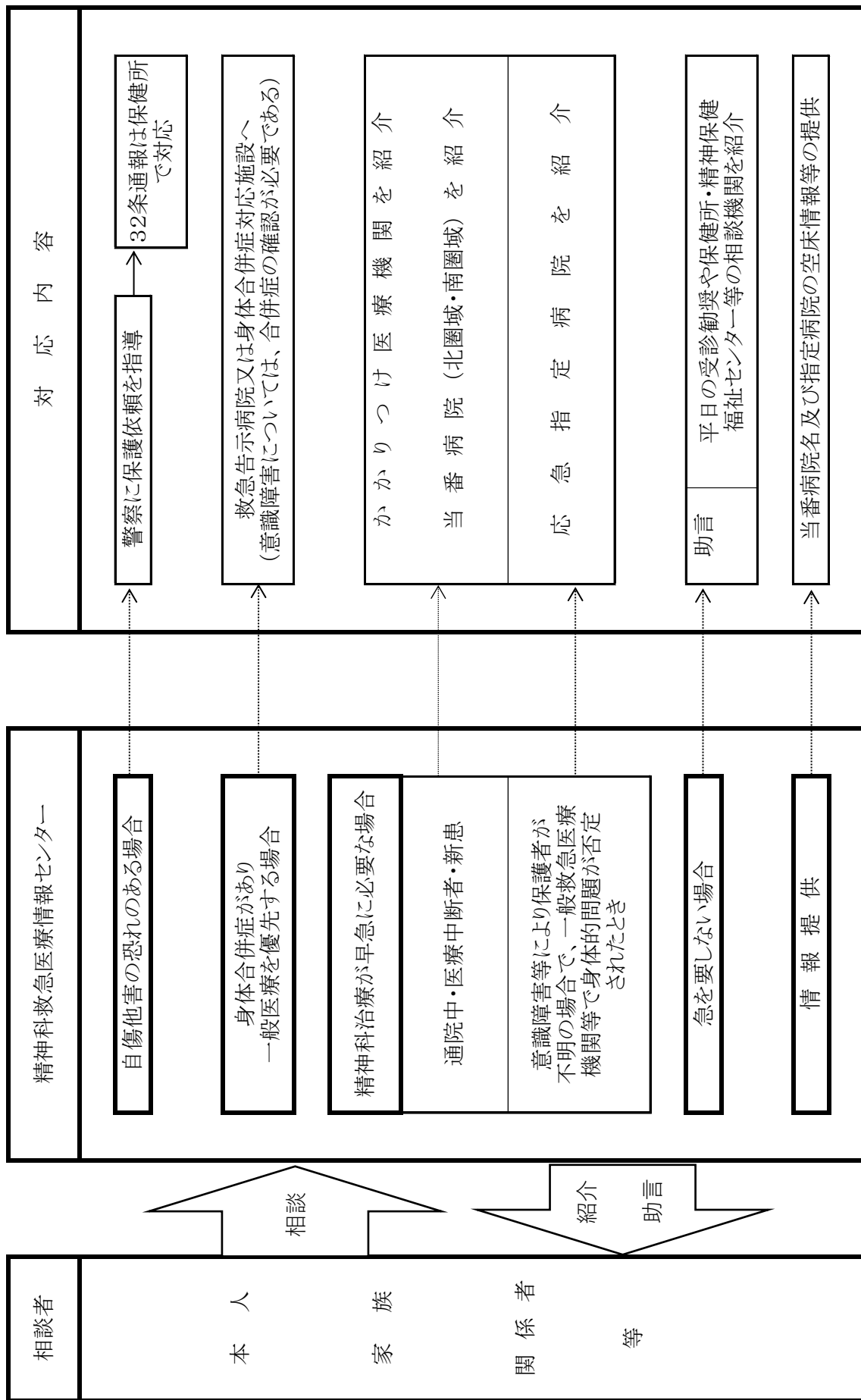
2 沖縄県精神科救急医療体制図



※ かかりつけ病院のある救急患者については、相談窓口を介さず、直接、かかりつけ病院を受診することを基本とする。

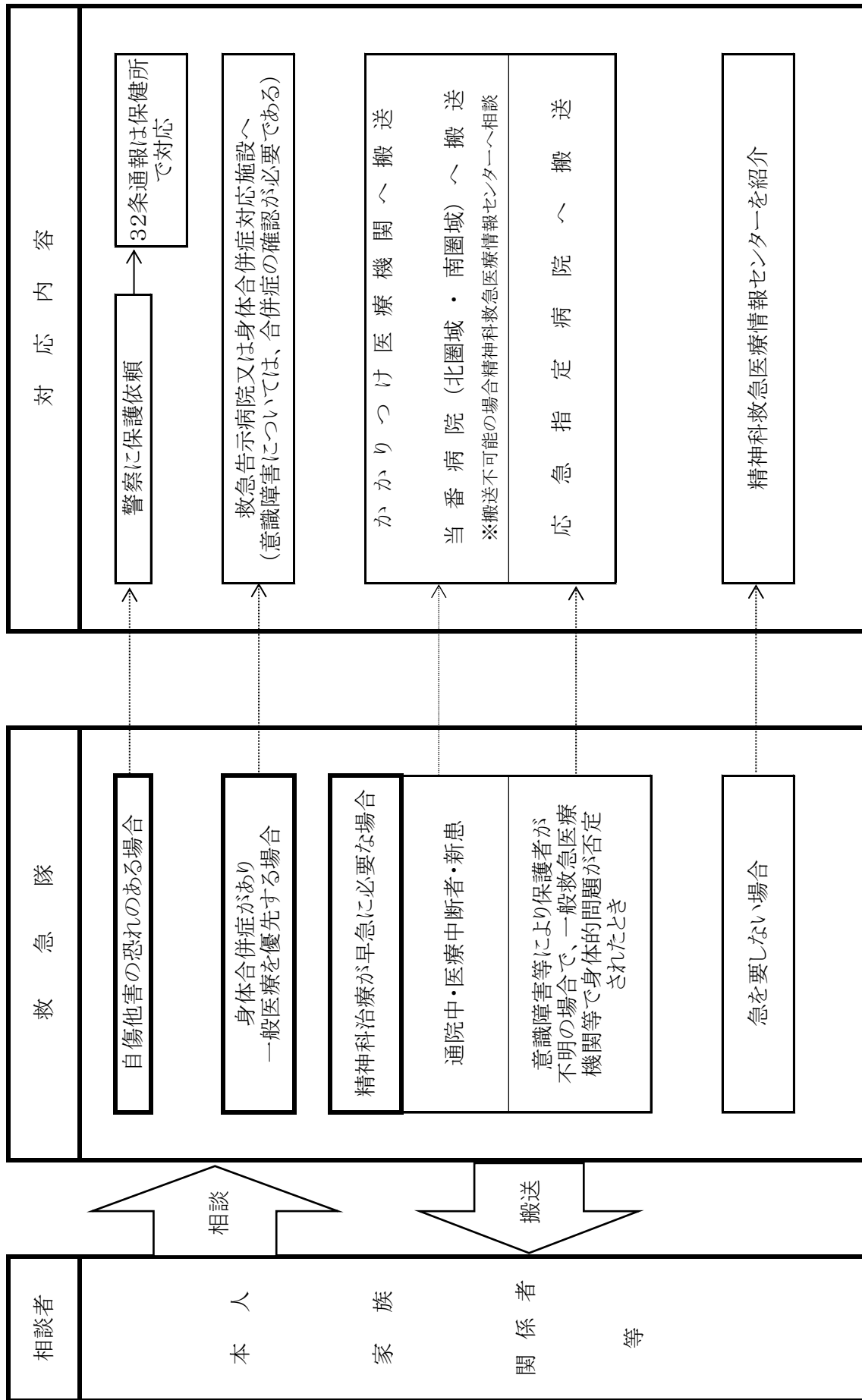
※ かかりつけ病院が受け入れられない搬送については、相談窓口を介さず、直接、当番病院へ連絡調整の上、搬送することを基本とする。

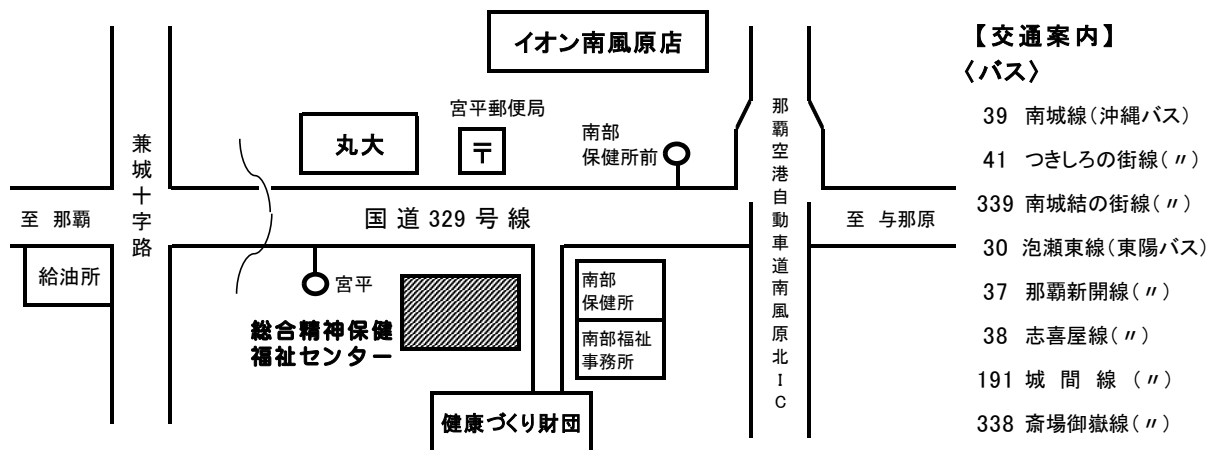
3 沖縄県精神科救急医療情報センター—電話相談窓口の流れ〈フローチャート〉



4 救急隊による精神科救急患者搬送の流れ(フローチャート)

平成17年6月1日よりスタート





発行：沖縄県立総合精神保健福祉センター

〒901-1104

沖縄県南風原町字宮平212-3

TEL (098)888-1443

FAX (098)888-1710